

平成30年度「健康みやざき行動計画21普及啓発事業」及び
「健康のための生活習慣定着サポート事業」実施業務の委託に係る
企画提案競技実施要領

1 目的

この実施要領は、宮崎県が実施する「健康みやざき行動計画21普及啓発事業」及び「健康のための生活習慣定着サポート事業」業務の委託に関して、企画公募を実施の上、審査により委託候補者を選定するために必要となる事項について定めるものとする。

2 委託業務の内容

別紙「平成30年度『健康みやざき行動計画21普及啓発事業』及び『健康のための生活習慣定着サポート事業』仕様書」のとおり

3 委託料

9,522千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※精算払とする。

4 委託業者選定方法

企画書等の関係書類及びプレゼンテーションによる企画提案競技方式とする。

5 参加資格

- (1) 宮崎県内に主たる事業所（本社・本店）又は支社・支店を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格及び指名基準等に関する要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体でないこと。
- (6) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当の受託実績があること。

6 参加者の募集

県庁ホームページに案内を掲載して募集する。

7 企画提案競技説明会の実施

- (1) 日 時：平成30年8月2日（木）午後4時から（30分程度）
- (2) 場 所：県庁附属棟3階302号室
- (3) その他：企画提案競技に参加する者は、当該説明会への参加を必須とする。

8 企画提案競技への参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、別添「企画提案競技参加申込書」を提出するものとする。

- (1) 提出先：福祉保健部健康増進課 健康づくり・がん対策担当
- (2) 提出方法：FAX又は郵送
- (3) 提出期限：平成30年8月7日（火）午後5時15分まで（必着）

9 企画書等の提出

- (1) 提出先：福祉保健部健康増進課 健康づくり・がん対策担当
- (2) 提出方法：持参又は郵送
- (3) 提出期限：平成30年8月27日（月）午後5時15分まで（必着）
（郵送の場合は締め切り日の消印有効）
- (4) 提出書類
 - ア 企画書8部
 - イ 見積書1部（各委託業務の積算内容がわかるように記載すること）1部
 - ウ 会社概要（既存のもの）1部
 - エ 業務実績（既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績）1部

10 プレゼンテーションの実施

- (1) 日 時：平成30年8月29日（水）午前中
※具体的な時間割については、参加者に別途連絡する。
※日時は、参加者の数等により変更する場合がある。
- (2) 場 所：県庁附属棟2階204号室
- (3) 時間配分：説明30分以内、質疑10分以内
- (4) 実施方法
 - ア プレゼンテーションの順番は、企画書の提出順とする。
 - イ 参加者は、上記企画書により、作成した企画等を説明する。

ウ 企画書等の説明後、説明内容等について質疑を行う。

(5) その他

- ・企画提案競技参加に要する経費は、参加者の負担とする。
- ・提出された書類は、原則として返却しない。
- ・必要に応じ企画書、見積書以外の資料の提示を求める場合がある。
- ・採用された企画案は、協議の上、変更することがある。

11 選定結果の通知

平成30年9月6日（木）までに受託者決定の通知をする。

12 問い合わせ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県福祉保健部健康増進課健康づくり・がん対策担当

電話:0985-26-7078

F A X : 0985-26-7336

電子メール : kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp